

**農業分野における AI の利用に関する契約ガイドライン検討会（第 2 回）  
議事録**

日 時：令和元年 9 月 11 日（水） 13：00～15：00

場 所：虎ノ門 SQUARE 店 4 階会議室

出席者：別紙のとおり

議 事：議事次第に基づき事務局から説明後に質疑を行ったところ、主な意見は以下のとおり。

**<事業者・農業者へのヒアリング調査>**

- 農業分野で展開される AI サービスの約款や利用規約等に関する公知情報調査（資料 2-1 P. 13 「【参考】各社サービスにおける具体的な利用規約の状況」）の結果に対して、ヒアリングを通じて農業者から契約における具体的な条項などについて不満や懸念などの意見は寄せられているか。（寺澤委員）
  - ヒアリングにおいて利用しているサービスの利用規約に対する具体のご意見は伺っていない。（事務局）
- 水耕栽培は他農法よりも比較的再現性が高い農法である。水耕栽培の農業者に対してヒアリングを行うとまた違った見解を得られるかもしれない。（尾崎委員）
- どの世代に対してヒアリング調査を行ったか。世代によりデータやノウハウに対する感覚が異なるように感じる経験があった。（尾崎委員）
  - 比較的若い世代の農業者に対してヒアリングした。現時点では農業者へのヒアリング数は 2 つであるため、今後拡大する予定である。（中島課長補佐）
- 今回、水稻と施設園芸の農業者に対するヒアリング結果を報告いただいたが、今後畜産分野に対してのアプローチも検討いただきたい。（岸本委員）
- 権利関係まで意識されている農業者は多くはないと認識している。ガイドラインで具体的に諸課題等が示されて初めて認識する農業者が出てくることが予想される。事前に判明している諸課題等があれば、今後のヒアリングを行う段階で農業者の意見を収集しておいたほうがよい。（岸本委員）

**<ガイドライン構成案について>**

- 「農業分野」の定義・スコープを示す必要がある。（福岡委員）
  - 検討中ではあるが、畜産も含めた生産現場を「農業分野」の対象にすることを想定している。（中島課長補佐）
- 開発段階ではなく利用段階が中心になるようガイドラインの構成（順番）を変えたほうがよい。（福岡委員）
- より農業者への配慮が示されたガイドラインにする必要があるため、「想定読者」では、農業者を前面に出した表現とすべきである。ガイドラインの挿入図においても、農業者を中心に据えた図とするべきである。また、ベンダーもガイドラインを読んで安心して開発して頂くものである。協議して棲み分けできるようにできると良い。（神成委員）

**<検討に当たって想定される論点について>**

**【AI に関する契約に対する認識の共有について】**

- AI の特性上、サービスの完全性を保証できないことを農業者に理解いただくこともガイドラインの一つの価値である。現在、F 値など KPI を設定して KPI 達成を目指すといった内容の契

約を農業者と取り決めることがある。(休坂委員)

- 環境情報はファクトデータであるが、多様なデータを組み合わせることで生産性向上等を目指すことにつながるので、単体としての評価が全てではない。その意味で環境制御系のサービスでは、ノウハウ保護の点で、他サービス(認識系、予測系、分析系)の場合と、個々のデータの取扱い方針は異なるのではないか。(大山委員)
- 農業分野に関するデータはいくつかに分類(例:環境データ、作業データ、生育データ、収量・品質データ、経営データなど)できると考える。環境データを公表することは問題がないが、環境制御の手法を公表することは抵抗があるなど、事業者によりスタンスも異なる。それぞれのデータの種類の価値は、経営作目や農業手法によって異なるため、そういった分類の観点から整理を行うことはどうか。(砂子委員)
- データは組み合わせ方等、使い方によって価値が大きく変わるが、その価値はデータの作成者によっても大きく異なる。従って農業に関するデータそのものの分類は有意義ではなく、提供する農業者が判断した価値に応じて、利用に関する許諾内容を決めるしかない。ガイドラインにおいては、データ提供にあたって第三者提供などを許諾することに関する価値やリスクを類型別整理やユースケースを示した上で明記する方針を示すなどしかとれないのではないか。そのうえで、ガイドラインを参考にしながらデータの取扱い方針を農業者を選択してもらおう方針とすべきである。(神成委員)

#### 【保護すべき農業者の権利・利益について】

- 今後の検討に当たっては、農業者はサービス利用者であることと同時にデータの提供者でもあるといった視点を持つことが重要である。(林委員)
- 開発者目線のガイドラインのように見受けられる。農業分野におけるデータ利活用サイクルの出発点でもある農業者を中心に据えたガイドラインの策定を今後目指すべきではないか。(林委員)
- 農業分野に限定されない内容ではあるが、農業者が関与しないまま農業者に不利益が生じてしまうケースが特に問題である。(福岡委員)
- 農業者が持つ技術・ノウハウを評価や販売できる仕組みを示すことが極めて重要である。農業者によるデータ生成に対するインセンティブの設計にも寄与する。評価を行う仕組みが構築されなければ、農業者はデータ提供により一層消極的になると思われる。(大山委員)
- ノウハウ流出を防ぐためには、営業秘密、限定提供データ、相対契約の3つの手法のいずれかをとるしかないと認識している。ガイドラインを通じて農業者に自身のノウハウ等を守る手法を認知してもらうことは一つの価値である。(福岡委員)
- データの提供者には最惠条件を与えるとの方策も示せるとよいのではないか。(休坂委員)

#### 【研究・開発場面における契約内容について】

- データの分類について情報を出す時点で明確になっているような手当が必要であり例えば、過去の経済産業省における検討では、データのカatalog(リスト)を添付したものを提示した上で使用範囲について当事者間で合意することを一つの整理結果としている。(林委員)
- 当事者間で合意すべき事項等を示したチェックリストの作成が必要であると考え。ケースバイケースであるため、一律に指針を示すことは難しい。(福岡委員)
  - 各事業者がチェックリストの項目それぞれに対して自社方針を記載の上、農林水産省のHPなどに公開することで農業者が事業者を横並びで比較できるような仕組みの構築があれば良いかもしれない。(福岡委員)
  - 農業者が事業者を比較できるようになることは非常に素晴らしいことである。(休坂委員)

- ▶ チェックリストの作成にあたっては、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）（以降、「経産省ガイドライン）」のP.31で整理された内容を参考にするとよいのではないか。それに加えて、農薬取締法など農業分野に係る法律に抵触する場合の考え方についても述べられるとよい。（休坂委員）
- 農業分野における研究開発では、関係者として委託元・研究開発者・農業者の三者がいるケースが多いため、関係を類型化するなど整理したうえで、経産省ガイドラインを参考にしながら合意すべき事項等それぞれを検討することが必要である。（神成委員）
- 各種データについて、事業者の利用範囲、第三者開示・提供について契約時に予めユーザと合意する必要がある旨をガイドラインに記載すべきである。それに加え、「真の同意」に関して言及することができればと考えている。「真の同意」がない限りパーソナルデータを使用してはならないことは国際的にコンセンサスが得られている。また、利用規約全文を記載した上で同意ボタンを設置する方式の同意取得は「真の同意」にはあたらないと欧州委員会が見解を述べている。一方で、同意をしなければ利用できないような同意形態にしてはならない。データを活用することに同意した場合は最恵条件を与えるが、データの活用を拒否した場合でも利用できるようにすべきである。（林委員）

#### 【利用場面における契約内容について】

- 本検討会の成果物として、ガイドラインや契約雛形に加えて、合意事項等をまとめた一枚絵資料を作成したほうがよいのではないか。事業者が農業者に対して、一枚絵資料を元にして合意事項等を説明するユースケースを想定している。（寺澤委員）
- 責任・保証に関してガイドラインで言及する必要がある。我が国の農業の国際的な競争力の確保に資する内容についても是非ガイドラインで言及いただきたい。（平野委員）

#### 【その他】

- 今回策定されるガイドラインはどれほどの強制力があるものであるのか。例えば産業用マニピュレータの世界では厳格な指針が示されている他方で、移動用ロボットになると整備が進んでいない。例えば、ガイドラインに準拠しているサービスに対して国から補助がおりたり、何らかの保証制度が設けられていたりするのであれば、ガイドラインの普及へと繋がるのではないかとと思われる。（尾崎委員）
  - ▶ 逆の発想ではあるが、国の委託事業の要件でガイドラインへの準拠を明記することが方策として考えられる。（中島課長補佐）

（以上）

## 別紙

### 農業分野における AI の利用に関する契約ガイドライン検討会（第2回） 出席者

#### 【委員】（五十音順、敬称略）

大山 寛	有限会社サンファーム・オオヤマ 会長
尾崎 功一	宇都宮大学工学部 教授
岸本 淳平	公益社団法人日本農業法人協会 経営支援課長
休坂 健志	株式会社オプティムインダストリー事業本部 執行役員
小林 康幸	全国農業協同組合中央会国際企画部 輸出・知財農業推進室長
神成 淳司	慶應義塾大学環境情報学部 教授
砂子 幸二	富士通株式会社スマートアグリカルチャー事業本部 Akisai 事業部 エキスパート
寺澤 幸裕	伊藤見富法律事務所 弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
平野 幸教	全国農業協同組合連合会耕種総合対策部 スマート農業推進室長
福岡 真之介	西村あさひ法律事務所 弁護士

#### 【オブザーバー】

小林 英司	内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官
田邊 光男	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官
渡邊 佳奈子	経済産業省経済産業政策局 知的財産政策室長
羽深 宏樹（代理）	経済産業省情報経済課 課長補佐
浅川 京子	農林水産省大臣官房 総括審議官
尾崎 道	農林水産省食料産業局 知的財産課長
松本 賢英	農林水産省大臣官房政策課 技術政策室長
今野 聡	農林水産省生産局 技術普及課長
白尾 紘司（代理）	農林水産省生産局畜産部畜産振興課 課長補佐
原田 久富美	農林水産省農林水産技術会議事務局 研究統括官（生産技術）

以上